

税に関する優遇制度

税制上の優遇措置^{※1}

対象地域	過疎地域	半島振興地域	企業立地促進法集積区域	原子力発電施設等立地地域		
法令等の種類	過疎地域自立促進特別措置法	半島振興法	企業立地促進法	原子力発電施設等立地地域特別措置法		
国税 法人税	特定の事業用資産の買換え特例	市街地等から工場適地等誘致地区内へ工場等を移転し、買換資産として工場用地、建物、機械設備等を取得し、旧用地等を譲渡する場合は課税の特例が認められる。	—	—		
	特別償却	対象業種	情報通信技術利用事業、製造業、旅館業	製造業、旅館業	—	
		取得価額	2,000万円超	500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上	—	
		償却割合	機械等 10/100 建物等 6/100	32/100 48/100	—	
県税	不動産取得税	課税免除	不均一課税	課税免除	不均一課税	
	事業税	課税免除	不均一課税	—	不均一課税	
		3年間	3年間	—	3年間	
	適用基準	対象業種	情報通信技術利用事業、製造業、旅館業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所(※指定業種あり)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ^{※2}
取得価額	2,700万円超	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	2億円超	農林漁業関連業種の場合には、5,000万円超	2,700万円超	
市町村税	固定資産税	3年間	準拠法令に基づき条例により制度化している市町村において課税免除又は不均一課税 ※ただし、半島振興法及び原子力発電施設等立地地域特別措置法に基づく優遇措置は不均一課税のみ			
	適用基準	対象業種	情報通信技術利用事業、製造業、旅館業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所(※指定業種あり)	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業 ^{※2}
	取得価額	2,700万円超	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	2億円超	農林漁業関連業種の場合には、5,000万円超	2,700万円超
対象市町村	弘前市(旧相馬村地域)、八戸市(旧南郷村地域)、五所川原市(旧金木町、旧市浦村地域)、十和田市(旧十和田湖町地域)、むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村地域)、つがる市、平川市(旧碓ヶ関村地域)、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鱈町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町(旧名川町地域)、新郷村				【津軽地域】 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町 【県南・下北地域】 八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、三戸町、五戸町、南部町、階上町	

※1. 免税対象等の要件については、各地域県民局税務部(県税)又は各市町村税担当(市町村税)までお問い合わせください。
 ※2. 製造業以外の業種は増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限る。

復興特区に係る税に関する優遇制度・利子補給金制度

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業(「新規立地促進税制」は法人のみ)については、以下の税制上の特例措置及び利子補給金制度が受けられます。



あおもり生業づくり復興特区制度による税の優遇措置

対象地域	あおもり生業づくり復興特区・復興産業集積区域 (八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町(4市町において指定された29集積区域))																				
法令等の種類	東日本大震災復興特別区域法																				
国税 法人税	対象業種	製造業、情報サービス業、運輸業、卸売業、専門・技術サービス業ほか (※対象業種は復興産業集積区域によって異なる)																			
	特別償却または税額控除 内容	<p>下表①～③のいずれかの特例措置が受けられます。</p> <p>①特別償却又は税額控除 機械や装置、建物を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>特別償却</td> <td>2016年4月～2019年3月末</td> <td>2019年4月～2021年3月末</td> <td rowspan="3">選択適用</td> <td>税額控除※</td> <td>2016年4月～2019年3月末</td> <td>2019年4月～2021年3月末</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>50%</td> <td>34%</td> <td>機械装置</td> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>25%</td> <td>17%</td> <td>建物・構築物</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </table> <p>※上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、20%を超えた金額については、4年間の繰り越しが可能。</p>	特別償却	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末	選択適用	税額控除※	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末	機械装置	50%	34%	機械装置	15%	10%	建物・構築物	25%	17%	建物・構築物	8%	6%
		特別償却	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末	選択適用		税額控除※	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末												
		機械装置	50%	34%			機械装置	15%	10%												
建物・構築物	25%	17%	建物・構築物	8%		6%															
②法人税特別控除(5年間、税額の20%が限度) 雇用等している被災者に対する給与等支給額を税額控除できます。	<table border="1"> <tr> <td>税制控除</td> <td>2016年4月～2019年3月末</td> <td>2019年4月～2021年3月末</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>10%</td> <td>7%</td> </tr> </table>	税制控除	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末	控除率	10%	7%														
税制控除	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末																			
控除率	10%	7%																			
③新規立地促進税制 新規立地新設企業を5年間無税にすることが可能となります。	<table border="1"> <tr> <td>新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入(指定5年間の所得金額を限度)</td> <td>+</td> <td>再投資した場合の即時償却(再投資等準備金残高を限度)</td> </tr> </table>	新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入(指定5年間の所得金額を限度)	+	再投資した場合の即時償却(再投資等準備金残高を限度)																	
新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入(指定5年間の所得金額を限度)	+	再投資した場合の即時償却(再投資等準備金残高を限度)																			
研究開発税制 開発用資産を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができます。	<table border="1"> <tr> <td>取得時期</td> <td>2016年4月～2019年3月末</td> <td>2019年4月～2021年3月末</td> <td rowspan="2">+</td> <td rowspan="2">左記開発研究用資産の償却費の10%～30%を税額控除(最大、税額の30%控除)</td> </tr> <tr> <td>特別償却率</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> </table>	取得時期	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末	+	左記開発研究用資産の償却費の10%～30%を税額控除(最大、税額の30%控除)	特別償却率	50%	34%												
取得時期	2016年4月～2019年3月末	2019年4月～2021年3月末	+	左記開発研究用資産の償却費の10%～30%を税額控除(最大、税額の30%控除)																	
特別償却率	50%	34%																			
県税	不動産取得税	課税免除																			
	事業税	課税免除 5年間																			
	適用基準	対象業種	製造業、情報サービス業、運輸業、卸売業、専門・技術サービス業ほか (※対象業種は復興産業集積区域によって異なる)																		
	取得価額	要件なし																			
市町村税	固定資産税	課税免除 5年間																			
	適用基準	対象業種	製造業、情報サービス業、運輸業、卸売業、専門・技術サービス業ほか (※対象業種は復興産業集積区域によって異なる)																		
	取得価額	要件なし																			
利子補給金制度	復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)																				